

成年後見事件の業務に携わって

私の勤務する法律事務所は、弁護士 22 人、事務職員 13 人。
法律事務所としては大きな世帯である。

法律事務所職員 鈴木 志津子

31 年間の事務職員生活

地方から上京して、民間会社に短期間勤め、その後、代々木にある今の事務所に入った。

入所間もない時は受付業務などをおこなったが、すぐに会計業務を担当することとなり、30 年。法律事務所にいながら、会計業務のみをやってきた。

成年後見事件の業務に携わって

そんななか、ここ数年の間に後見事件業務に携わるようになった。

成年後見制度には、

- ①後見…認知症状が重度 財産管理（不動産、預貯金の管理等）身上介護
- ②保佐…弁識能力が著しく不十分（本人が管理できる場合もあり）
- ③補助…弁識能力が不十分（本人の補助等）

他にも保佐監督人、補助監督人もある。

最初は、内容もよく理解しないまま財産目録と収支報告書の作成のみをしていたが、徐々に仕事内容も増え、今では、後見 4 件、保佐 3 件、計 7 件を担当している。

選任されてからの事務業務

最初にするのは郵送物を見ながら、転送通知書（公共料金、税金、年金、保険、会費、住居管理等、施設支払）を送付していく。一度にはわからず、郵

送物が届きしだい処理をおこなう。区役所・税務署は、課によりそのつど通知を送付していく。

併行して、不動産、預貯金、証券等の確定をしていく。

特にこのケースは苦勞した。

ある方は証券、株、通帳の名義が縁起をかついで、戸籍上の名ではなかったり仕事上の名前を記名したものがあつた。

それに株券が、半分以上見つからず、株券再発行した後に名義変更する。とても時間がかつたことがある。平成 21 年の株券電子化に伴い時間制限もあつた。

こんな感じで、3ヶ月から1年くらいかけて、変更する。

事務手続きがある程度落ち着くと定期的な書類等の処理と財産管理。

その他書類についてはそのつど対処し、1年に一度の報告書作成となる。

これから高齢化社会に向けて増加傾向がつづく事件かと思う。

その方の人生の最期をみとるということは、意義あることでもあり、とても人間くさい事件なのかもしれない。

事務業務としては、色々なケースに対応できる資料や知識を身につけなければと思っている。また、自分のこれからの人生とも対比しながら、当事者の方々への一助ともなれるよう研鑽していきたいと思っている。